

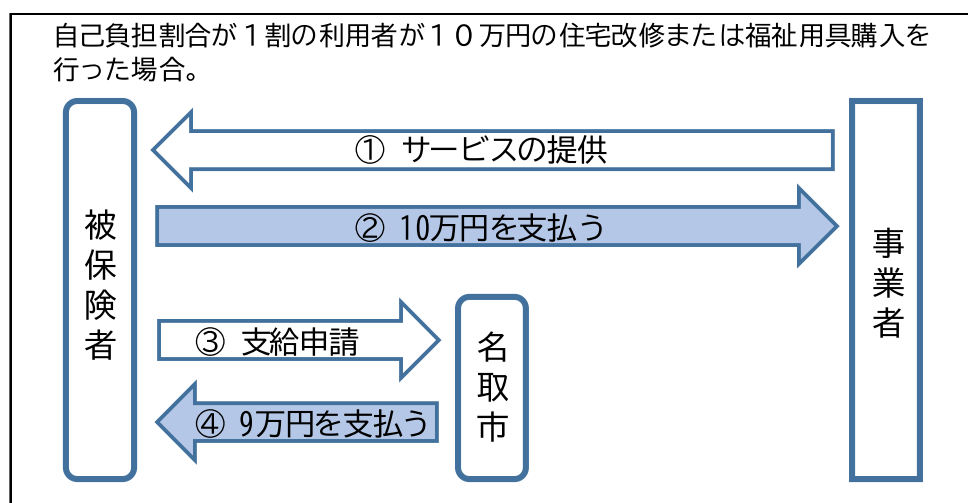
介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費の受領委任払いについて

Ⅰ 介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費の支給方法について

名取市では、住宅改修費及び福祉用具購入費（以下「住宅改修費等」という。）の支給方法について、被保険者が「償還払い」と「受領委任払い」のいずれかを選択することが可能です。

（Ⅰ） 償還払い

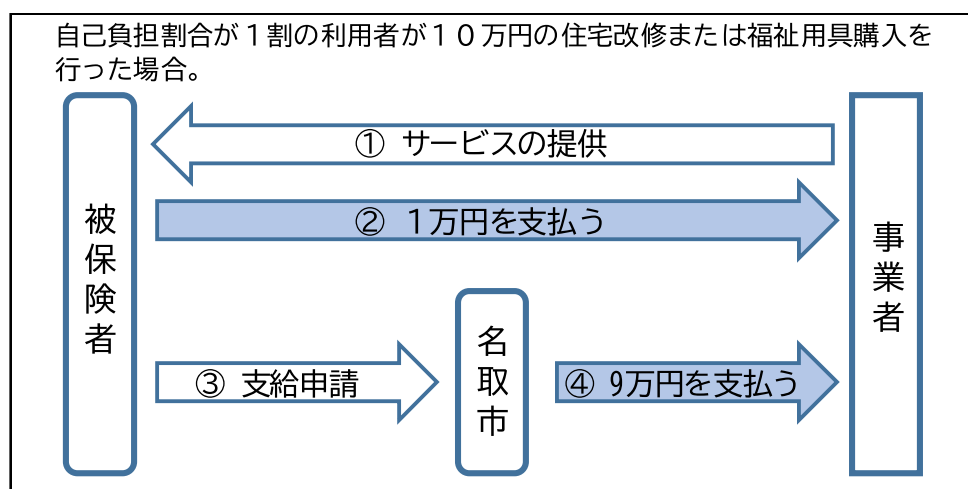
被保険者がいったん費用の全額を負担し、その後申請により保険給付分（9割、8割又は7割）が被保険者に支給されます。



（Ⅱ） 受領委任払い

名取市では、受領委任払いの取扱事業者として市へ登録のある事業者からサービス提供を受ける場合に「受領委任払い」を選択することが可能になります。

被保険者は費用（保険適用部分）の自己負担分（1割、2割又は3割）を事業者へ支払い、保険給付分（9割、8割又は7割）は被保険者の委任に基づき事業者へ直接支払われます。



2 事業者の登録について

利用者が「受領委任払い」による住宅改修費等の支給を希望する場合、あらかじめ名取市に登録した住宅改修事業者または福祉用具販売事業者を選択します。

登録事業者は、名取市ホームページ上で確認できるようにします。

(1) 事業者の登録

受領委任払いの取扱事業者として登録を希望する事業者は、以下の書類を介護長寿課まで提出してください。

- ①介護保険住宅改修費等受領委任払い事業者登録申請書
- ②介護保険住宅改修費等受領委任払いの取扱に係る確約書

登録完了後、「介護保険住宅改修費等受領委任払い事業者登録通知書」を送付します。通知書記載の登録年月日以降に事前申請をする住宅改修または福祉用具販売について、受領委任払いの取り扱いが可能となります。登録の更新申請等はありません。

(2) 登録事業者の変更等について

登録内容に変更があった場合は、「介護保険住宅改修費等受領委任払い事業者登録変更届出書」により届出を行ってください。

(3) 登録事業者の廃止や登録の解除等について

事業の廃止、休止、再開又は登録の解除をする場合は、「介護保険住宅改修費等受領委任払い事業者（廃止・休止・再開・解除）届出書」により届出を行ってください。

(4) 受領委任払いによる住宅改修費等の支給について

毎月15日（土曜日、日曜日、休日の場合は翌開庁日）までに支給申請があり、支給決定したものについては、翌月末までに被保険者から委任を受けた事業者の口座に振り込みます。

3 被保険者への確認事項

受領委任払いができる利用者であるかを確認

被保険者が次のいずれかに該当する場合、受領委任払いは利用できませんので、被保険者に必ず確認してください。

住宅改修費については事前申請日、福祉用具購入費については購入日時点で判断します。（住宅改修の事前申請後にいずれかの状態になった場合は、償還払いに切り替えてください。）

- ①医療機関に入院中または介護保険施設に入所中の場合
- ②被保険者証に介護保険料滞納による給付額減額等の記載がある場合
（記載があっても、事前申請日または購入日時点で終了年月日を過ぎている場合は利用可能です。）
- ③要介護認定の申請（新規申請、区分変更申請、更新申請）中で、要介護度が決定していない場合

4 申請書類

(1) 様式の変更について

令和7年6月1日から、一部様式が変更になりました。

【住宅改修費】

① 事前申請

- ・事前相談票 変更あり (支給方法の確認欄等が追加になりました。)
- ・住宅改修の理由書
- ・見積書 (工事費用の 10 割分の明細を記載してください。)
- ・写真 (着工前)
- ・図面

② 工事後申請

- ・支給申請書 変更あり
(支給方法により異なる様式になりました。改修費用の欄は、工事費用の 10 割分の金額を記載してください。)
- ・領収書 変更あり
(償還払いの場合は現行通りです。受領委任払いの場合は「(2) 領収書の記載について」を参照ください。)
- ・工事費内訳書 (工事費用の 10 割分の明細を記載ください。)
- ・写真 (工事後)
- ・居宅サービス計画書 (ケアプラン)
- ・住宅所有者の承諾書 (住宅の所有者が被保険者本人以外の場合)
- ・委任状 (償還払いで振込先口座名義が被保険者本人以外の場合)

【福祉用具購入費】

- ・支給申請書 変更あり
(支給方法により異なる様式になりました。購入金額の欄は、10 割分の金額を記載してください。)
- ・領収書 変更あり
(償還払いの場合は現行通りです。受領委任払いの場合は「(2) 領収書の記載について」を参照ください。)
- ・カタログのコピー
- ・居宅サービス計画書 (ケアプラン)
- ・特定福祉用具販売計画 (貸与と購入が選択可能なもの (固定用スロープ・歩行器・単点杖・多点杖) を購入する場合)
- ・図面 (固定用スロープを購入する場合)
- ・委任状 (償還払いで振込先口座名義が被保険者本人以外の場合)

(2) 領収書の記載について(受領委任払いを利用する場合)

① 領収書の記載内容

- ・領収年月日
- ・被保険者の氏名
- ・被保険者負担額(費用(保険適用部分)の自己負担分(1割、2割又は3割))
- ・介護保険適用外の金額
(介護保険適用外分がある場合、保険適用分と保険適用外分の金額が分かるように記載ください。)
- ・施工(販売)事業者の名称

② 被保険者負担額(1割、2割又は3割)の算出方法

1円未満の端数は切り上げます。

例1: 1割負担の被保険者が 50,005 円の住宅改修または福祉用具を購入した場合

$$\begin{aligned}\text{利用者負担額} &= 50,005 \text{ 円} \times 1/10 = 5,000.5 \text{ 円} \\ &\div 5,001 \text{ 円} \\ \text{保険給付額} &= 50,005 \text{ 円} - 5,001 \text{ 円} = 45,004 \text{ 円}\end{aligned}$$

例2: 1割負担の被保険者が 10,001 円と 20,002 円の福祉用具を購入した場合

$$\begin{aligned}\text{利用者負担額} &= 10,001 \text{ 円} \times 1/10 + 20,002 \text{ 円} \times 1/10 \\ &= 1,000.1 \text{ 円} + 2,000.2 \text{ 円} \\ &\div 1,001 \text{ 円} + 2,001 \text{ 円} \\ &= 3,002 \text{ 円} \\ \text{保険給付額} &= 30,003 \text{ 円} - 3,002 \text{ 円} = 27,001 \text{ 円}\end{aligned}$$

例3: 支給限度額の残額が 50,005 円の1割負担の被保険者が、80,008 円の住宅改修または福祉用具購入をした場合

$$\begin{aligned}\text{支給限度額を超える費用} &= 80,008 \text{ 円} - 50,005 \text{ 円} \\ &= 30,003 \text{ 円} \\ \text{利用者負担額} &= 50,005 \text{ 円} \times 1/10 + 30,003 \text{ 円} \\ &= 5,000.5 \text{ 円} + 30,003 \text{ 円} \\ &\div 5,001 \text{ 円} + 30,003 \text{ 円} \\ &= 35,004 \text{ 円} \\ \text{保険給付額} &= 50,005 \text{ 円} - 5,001 \text{ 円} = 45,004 \text{ 円}\end{aligned}$$

③領収書の記載例（例3の場合）

領 収 証		〇〇年〇月〇日
〇〇 〇〇 様		
<u>金額 35,004 円</u>		
但し、介護保険住宅改修工事の被保険者負担額 （介護保険対象I割分 5,001 円、介護保険対象外費用 30,003 円）として 上記正に領収いたしました。		
事業者所在地		印
事業者名		

5 注意事項

（1）負担割合について

領収日時点の負担割合が適用になります。

毎年、前年の所得に応じて8月1日から翌年7月1日までの負担割合が決まります。修正申告等で負担割合が変更になる場合もありますので、最新の介護保険負担割合証をご確認ください。

（2）支給限度額の残額等について

住宅改修費等には支給限度額があります。支給限度額を超える部分については全額被保険者負担となりますので、ご注意ください。